

特定(介護予防)福祉用具販売 運営規程

【 さくらメディカル株式会社 長野営業所 】

(事業の目的)

第1条 さくらメディカル株式会社(以下「事業者」という。)が運営するさくらメディカル株式会社 長野営業所(以下「事業所」という。)が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定特定福祉用具販売等を提供することを目的とする。

(指定特定福祉用具販売等の運営方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業を実施するものとする。

要支援状態の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、生活機能の維持又は改善を図ることができるよう、事業を実施するものとする。

- 2 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 指定特定福祉用具販売(指定特定介護予防福祉用具販売)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等(以下「関係機関」という。)との綿密な連携を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具及び介護予防福祉用具(以下「特定福祉用具等」という。)選定の援助、調整等を行ったうえで、福祉用具等を販売し、利用者の日常生活の便宜を図るとともに利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。また、緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備するものとする。
- 5 前項のほか、その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定特定福祉用具販売(指定特定介護予防福祉用具販売)の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 さくらメディカル株式会社 長野営業所
- 2 所在地 長野県長野市大字稲葉9 1 4 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者：1人

事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。事業所における従業者の管理、指定特定福祉用具販売等の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、設備や備品の衛生管理、緊急時の対応、関係機関との連携その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定特定福祉用具販売等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 福祉用具専門相談員：常勤換算で2.0人以上

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具サービス計画（特定福祉用具販売計画又は特定介護予防用具販売計画）を作成し、作成した当該計画の内容を利用者又はその家族に対して説明を行い、必要に応じて計画を変更する。また、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）に記載した目標の達成状況の確認を行う。

指定特定福祉用具販売等の提供に当たり、当該計画に基づき、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、特定福祉用具等に関する情報提供並びに特定福祉用具等の点検、使用方法の指導その他必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとし、国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除くものとする。
- 2 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 ただし、上記による以外に電話により365日常時連絡が可能な体制を取るものとする。

(特定福祉用具選定の援助)

第7条 特定福祉用具の選定の援助に当たって福祉用具専門相談員は、当事業者の福祉用具相談受付表等に沿って利用者のニーズ等を把握する。

- 2 福祉用具専門相談員は福祉用具相談受付表等により聴取した内容に基づいて、体型や自立援助等を十分に検討し、利用者の介護者の立場も総合的に考慮しながら適合する特定福祉用具を選定するものとする。
- 3 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）又は指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行う。

(指定特定福祉用具販売等の提供方法及び取扱種目)

第8条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれた状況等を十分勘案し、利用者の要介護状態若しくは要支援状態の改善等又は介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、当該特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づいて相談に応じ、文書により特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具等の販売に係る同意を得るものとする。
- 3 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、販売する特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し必要な点検を行うものとする。
- 4 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）に指定特定福祉用具販売等が位置付けられている場合は、当該計画に特定福祉用具等が必要な理由が記載されるように指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。
- 5 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努める。
- 6 事業所で取り扱う特定福祉用具等の種目は次のとおりとする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 排泄予測支援機器
- (4) 入浴補助用具
- (5) 簡易浴槽
- (6) 移動用リフトのつり具の部分
- (7) スロープ
- (8) 歩行器
- (9) 歩行補助つえ

(販売費用の額その他の費用の額等)

第9条 指定特定福祉用具販売等の額は、事業所内に備え付ける目録に記載された額とする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、1km当たり50円とする。
- 3 特定福祉用具等の搬入に特別な措置を要する場合は、その要する経費について、実費を徴収するものとする。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。
- 5 特定福祉用具の販売に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対して、利用料並びにその他利用料の内容及び金額に関して事前に書面で説明の上で、支払い同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、長野市、須坂市、千曲市、中野市、飯山市、松本市、安曇野市、塩尻市、大町市、上田市、佐久市、小諸市、東御市、上水内郡、下水内郡、上高井

郡、下高井郡、小県郡、北安曇郡、東筑摩郡、埴科郡、北佐久郡、南佐久郡とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第11条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定特定福祉用具販売等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。

3 指定特定福祉用具販売等の提供を行う従業者は、常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、事業所内の設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族並びに介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情対応等)

第14条 事業者は、提供した指定特定福祉用具販売等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第15条 事業所の従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ会議装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(従業者の研修)

第19条 事業者は、全ての従業者に対し、その資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年に4回以上実施

(その他運営に関する留意事項)

第20条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、適切な指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第21条 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 特定福祉用具販売計画及び特定介護予防福祉用具販売計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は平成27年6月1日から施行する。

この運営規程は令和3年9月1日より施行する。

この運営規程は令和6年4月1日より施行する。